

令和5年第2回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 令和5年3月2日(木)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 令和5年3月3日(金)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 向 田 清 一 君  | 2番 安 竹 正 君        |
| 3番 光 岡 美 里 君  | 4番 主 枝 幸 子 君      |
| 5番 奥 村 富士雄 君  | 6番 柚 木 喬 君        |
| 7番 出 下 孝 君    | 8番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 中 川 ゆかり 君 | 12番 川 本 英 輔 君(議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長         | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長       | 岡 村 恒 君     |
| 教 育 長       | 枝 廣 泰 知 君   |
| 技 監         | 鈴 木 晃 君     |
| 情 報 政 策 監   | 鳴 川 雅 彦 君   |
| 総 務 部 長     | 車 地 孝 幸 君   |
| 民 生 部 長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 教 育 次 長     | 坂 本 孝 博 君   |
| 総 務 課 長     | 西 谷 伸 治 君   |
| 企 画 財 政 課 長 | 山 本 保 君     |
| 税 務 住 民 課 長 | 松 谷 展 裕 君   |

|            |       |
|------------|-------|
| 民生課長       | 宮本隆一君 |
| 保険健康課長     | 増木梨江君 |
| 環境防災課長     | 窪野稔君  |
| 都市計画課長     | 川上宏規君 |
| 学校教育課長     | 藤原文代君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇尾伸君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事 | 梅田勝平君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

|      |        |                         |
|------|--------|-------------------------|
| 日程第1 |        | 「一般質問」                  |
| 日程第2 | 議案第15号 | 「令和5年度坂町一般会計予算」         |
| 日程第3 | 議案第16号 | 「令和5年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」 |
| 日程第4 | 議案第17号 | 「令和5年度坂町下水道事業特別会計予算」    |
| 日程第5 | 議案第18号 | 「令和5年度坂町介護保険事業特別会計予算」   |
| 日程第6 | 議案第19号 | 「令和5年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」  |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、改めまして、おはようございます。今日は定例会2

日目に入ります。

傍聴席の皆様、ようこそおいでいただきました。よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、11名から12問の質問事項が通告されております。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問の際は要点を絞って御発言願ひます。

また、再質問は5問といたします。

4番主枝幸子議員から「特定健康診査や一般健康診査に歯科健診の導入を」について質問願ひます。

主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 「特定健康診査や一般健康診査に歯科健診の導入を」について質問いたします。

歯周病は細菌の感染によって引き起こされる病気ですが、進行すると歯を支える土台が溶けて歯が動くようになり、最後は歯が抜けてしまいます。働き盛りの中高年では実に8割以上の人に歯周病があると報告され、生活習慣病と言われています。決して他人事ではありません。

また、歯周病が糖尿病、肺炎、早産、心筋梗塞、脳梗塞などの原因となることが明らかになり、歯周病が単に口の中だけではなく、全身の健康を脅かす病気であることが分かってきました。歯周病を進行させない、また、治すということは、全身の健康に大きくプラスの影響があるものです。

このため、歯周病を自覚症状のない段階で早期発見するためには、歯科健診しかありません。現在、坂町では妊婦検診と40歳と50歳を対象とした歯科健診が行われ、今年度から80歳、85歳と対象者が拡大されましたが、1年ごとの健診こそが、最も早期発見につながると思います。

そこで、ぜひ生活習慣病対策の一つとして特定健康診査や一般健康診査に歯科健診を導入し、住民の健康づくりの強化を図っていただきたいと思います。町当局のお考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「特定健康診査や一般健康診査に歯科健診の導入を」について
お答えをいたします。

歯科健診は疾患の早期発見、重症化予防の観点から重要であるとされていることから、国におきましては、生後1歳半及び3歳になったとき並びに保育園等入園後から高校3年生までの毎年度、幼児や子供を対象とした歯科健診を義務づけているところでございます。

また、広島県後期高齢者広域連合の独自制度といたしまして、75歳の方を対象とした歯科健診も行われております。

本町におきましては、こうした国等の健診制度に加えて、妊娠期間中における妊婦への歯科健診、生後2歳になった幼児を対象とした歯科相談、40歳から70歳までの方を10歳刻みで対象とした歯周疾患検診及び80歳と85歳になられた方を対象とした口腔機能チェックを含む歯科健診を町独自制度として実施をしているところでございます。

御質問の、生活習慣病対策の一つとして特定健康診査や一般健康診査に歯科健診を導入し、住民の健康づくりの強化を図ってはどうかについてでございますが、本町では平成6年度から13年度まで一般健康診査時に町内の歯科医師による歯科健診を実施してまいりましたが、実施日や実施時間を歯科医院の休診日や休息時間に合わせる必要がありましたことから、多くの方に受診をしていただくことは難しい状況となっております。

また、健診会場では簡易な検査しかできないため、歯科健診は設備の整った医療機関で実施することが望ましいのではないかなどの御意見を歯科医師から頂いたことから、坂町歯科医師会等と協議を行い、これを踏まえ、平成14年度からは歯科衛生士による歯科相談に切り替え、併せて口腔ケアの必要性についても啓発を行い、歯科受診の促進に努めてきたところでございます。

さらに、平成20年度からは健康増進法に基づき節目年齢の方を対象に個別の歯周疾患検診を実施をしているところでございます。

現在、国の歯科口腔保健の推進に関する専門委員会等からも、歯科健診の機会の充実や受診率向上等のための取組が求められておりますことから、本町といたしましては、国の動向を注視するとともに、歯科健診や歯周疾患検診の必要性について引き続

き周知・啓発を行い、かかりつけ歯科医での定期的な歯科健診等の受診を促進し、住民の皆様の健康づくりの強化を図ってまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 答弁にありましたが、せっかく平成6年度から13年度まで一般健康診査に町内の歯科医師による歯科健診を実施していましたが、実施日や実施時間、歯科医院の休日に時間が合わせられないとありましたが、もう少し話を詰めてすることができなかつたのかということが残念です。

そこで、質問に入ります。

現在実施している節目年齢での歯周病、歯周疾患検診の直近の受診日数をどのくらいお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

平成6年度から13年度まで歯科健診を行っておりましたが、これは十分に協議を重ね、坂歯科医師会ともしっかりとお話をし、こういった結果となっておりますので、その点は御理解を賜りたいと存じます。

御質問の節目健診での直近の受診率でございますが、まず、40歳から70歳までの歯周疾患検診でございます。

まず、令和2年度に40歳から50歳まで、この二つの年齢で実施を行いました。受診率はこのとき12.3%でございました。令和3年度につきましては、40歳から10歳刻みで70歳までを実施いたしております。令和4年度についても同様でございます。令和3年度の受診率は13%でございます。令和4年度につきましては、現在、2月6日現在のものしかございませんが、11.2%となっております。

なお、参考でございますが、県の平均は9.7%ということになっております。

次に、75歳の方の広島県の後期高齢者医療広域連合が実施いたすものでございます。令和2年度に、これは受診率ではなく、坂町で受けられた方の人数でございますが、1名でございました。令和3年度につきましては5名でございます。

次に、町が独自で行っております80歳、85歳の歯科健診、口腔内検査と口腔機能チェック実施いたしております。これは令和3年度の12月から実施をいたしました。町内の3医療機関及び町外の55医療機関に委託をしております。令和3年度の

実績といたしましては17.6%でございました。ただ、この令和4年度を実施いたしますときに、令和3年度が12月からの実施でございましたので、令和3年度の対象の方も合わせて令和4年度を実施をいたしております。対象者が、ですから倍になっております。1月末現在の受診率は8.0%でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 歯周病自覚症状のない段階で早期発見するためには歯科健診しかありません。早期に発見し、早期に治療できれば、住民の健康づくりに役立つばかりではなく、重症化予防などで医療費の抑制にもつながり、町の財政も助かるのではないかと考えますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

確かに歯周疾患健診等を行い、歯周病を早期発見して、そういった医療に係る医療費を抑制できるのではないかと御質問です。

現在、坂町でデータヘルス計画というものを策定しております。この中のデータで少し御紹介させていただきたいと思いますが、坂町の歯周病とか歯肉炎、これの医療費が実は広島県内で1位でございます、医療費がですね。それに比例して、やはり糖尿病でございませうとか、心疾患でございませうとか、そういった医療費も坂町は高くなっております。やはりこの歯科、口腔ケアが疾患につながっておるという状況が見えておりますので、こういったこともしっかりと住民の皆様に周知をさせていただきながら、歯科健診の重要性について啓発をしてみたいと思います。それがひいては医療費の削減につながると考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 町の歯科健診は、答弁にありましたが、1歳6か月から高校生まで、40歳、50歳、60歳、70歳、75歳、75歳は広域連合で、そこで今年度から80歳、85歳と対象者が拡大されました。目的として、介護予防につながるとお聞きしましたが、その効果を求めてどう実施しているのか、効果はどう出ているのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 80歳、85歳の健診でございますが、これは令和3年度から実施をしております、先ほども申しましたが、12月から実施をしておりますので、ちょっとまだ期間が短うございまして、1年ちょっとでございます。

介護予防にどのように影響しているのかということでございますが、やはり高齢者の方が嚥下障害であるとか、食べ物を飲み込んだり、そういったことの障害が起きると、誤嚥性肺炎等が起きてまいります。また、食べることができなくなりますと、低栄養となり、フレイル状態となり、介護の要介護状態につながってくるということがございます。

坂町においては、しっかりとそこまでつながっておるという結果はまだつかんでおりません。次期の介護保険事業計画等でそういったこともしっかりと見てまいりたいと考えております。

さらに、本町では自立支援型地域ケア会議というものを設けております。これはやはり要支援とか要支援1とか、また、要介護にならない方の支援をする会議でございますが、この会議の中の委員の1人として歯科医を入れております。そういったことから、介護予防につなげていくということで、本町は努力をしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 歯周疾患検診や歯科健診は節目年齢ではなく、毎年受けることが必要である。その必要性を住民にしっかり伝え、毎年の歯科健診に結びつけることが大切である。町長の答弁に歯科健診や歯周病疾患検診の必要性について、周知、啓発を行うとありました。具体的にはどのように行っているのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

周知、啓発につきましては、従来から行っております。方法といたしましては、まず一つ目、節目健診の対象となられた方には個別に受診券をお送りし、その中に検診の必要性を書いたものも同封いたしまして、受診率の向上に努めております。

次に、広報さかやホームページを活用いたしまして、今年度6月、虫歯とかと言いますね、6月虫歯の日、11月いい歯の日、こういったことに併せて広報を行い、さらに2月には、この3月末で健診が終了いたしますので、健診の受け忘れはございませんかというようなことで、そういったことの啓発も行っております。

3点目は、保健事業と介護予防の一体的事業ということがございまして、皆さんが集われる地域の集いの場、そちらのほうに専門職である歯科医師等を派遣し、管理栄養士等も派遣を同時にいたしますし、保健師も参りますが、そういった中で直接顔の見える関係を大事にしながら、歯周病の疾患検診とか、いろいろ定期的な健診が必要であるということを身近でお伝えするというのも重要と考えておりますので、こういった事業を、地域に密着した、住民に密着した事業を今後も行いながら、周知、啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） すごく丁寧に分かりやすい答弁を頂き、ありがとうございます。引き続き、切れ目のない住民の皆様の健康づくりに取り組んでいていただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（川本英輔議員） 3番光岡美里議員から「妊産婦ケアにかかる事業の更なる充実を」について質問願います。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 「妊産婦ケアにかかる事業の更なる充実を」の件についてお伺いします。

妊産婦の死亡原因の第1位は自殺であることが国立成育医療研究センターなどの調査研究から明らかになっています。これはマタニティーブルーや産後鬱などの課題との関連も示唆されていることから、女性が安心して子供を生み育てるために、産前産後のサポートが非常に重要なものであると言えます。

こうした状況を受けて、平成29年4月に改正母子保健法の施行により、子育て世代包括支援センターの設置が市町村の努力義務として法定化されました。

また、令和元年12月に公布された母子保健法の一部を改正する法律においては、出産後1年を超えない女子及び乳児に対する産後ケア事業の実施が市町村等の努力義務として法定化され、第4次少子化社会対策大綱においては、改正法を踏まえ、産後ケア事業については令和6年度末までの全国展開を目指すこととされており、今後ますます注力が必要な分野であると言えます。

そこで、坂町における産前産後サポート事業及び産後ケア事業について、実施状況や課題、今後の取組について、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「妊産婦ケアにかかる事業の更なる充実を」についてお答えをいたします。

本町における母子保健事業につきましては、「坂町版ネウボラ」を推進する中で、顔の見える関係を重視し、住民及び地域に密着した妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを基本として各種事業を実施をしているところでございます。

その事業の中に、産前産後サポート事業や産後ケア事業の取組がございます。

御質問の、坂町におけるこれらの事業の実施状況や課題、今後の取組についてでございますが、まず、産前産後サポート事業の相談支援事業として、保健師をはじめ、地域の身近な母子保健推進員が妊産婦に寄り添い、話をよく聞き、相談支援を行っております。

また、初めて育児を経験する保護者の不安を解消し、保護者同士の仲間づくりができる場所を提供する「親子の絆づくりプログラム」事業や、妊産婦等への育児用品等の支援を行う事業として、親子で触れ合う時間を大切にさせていただくために、保護者が子供のために選んだ絵本を町が購入をし、その絵本を母子保健推進員が自宅を訪問し、直接手渡す「はじめての絵本事業」を実施をいたしております。

次に、産後ケア事業につきましては、母親の身体的な回復のための支援事業として、医療機関や助産院へ宿泊をして行う宿泊型事業や、授乳の指導や母乳のケアを行うため、助産師が自宅を訪問する訪問型事業などを行い、助産師等の専門職が母親の話をよく聞くことによる心理的な支援も同時に実施をしているところでございます。

このような妊産婦ケアにかかる事業を実施する上での課題といたしましては、核家族化が進み、近年の相談内容が複合化、複雑化する中での的確に対応し、必要な支援につなぐことがさらに重要となっております。

これらの課題解決に向けては、今後整備を推進してまいります保健・福祉の拠点において、相談支援や必要なサービスを総合的・一体的に提供するとともに、引き続き、地域密着、住民密着の顔の見える関係を大切にし、身近で相談に応じ、様々な支援につなぐ伴走型相談支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） はじめての絵本事業など、ブックファースト事業とかファーストブック事業というふうに言われているような事業のことと思いますが、とても評判のよい事業だと聞いております。

そこで、産後ケアの中でも宿泊型事業と訪問型事業は、産後の体の回復や育児に不安があったり、休養や栄養面など、生活の相談をする上で非常に重要な支援となっています。

それで、まずはそれぞれの利用実績についてお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

産後ケアでございます宿泊型につきましての実績は、令和4年度につきましては、お一人の方が御利用されてます。これは3日間宿泊、3泊4日で御利用されました。

訪問型につきましては、お一人の実績がございますが、この方が2回御利用になっていらっしゃいます。

次に、母乳のケアにつきましては、6人の方が御利用されまして、そのうち3人の方が2回の御利用ということの実績がございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） もう少し利用の促進が期待されるなと感じました。

また、これらの事業は利用された後のアフターケアにどうつなげるか、どうケアしていくかが非常に重要になってくると考えますが、フォローについてはどのような対策を取られておられるでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 本町におきましては、こういったフォローだけでなく、母子手帳の交付時からしっかりと保健師がお母様のお話を聞き、また、お父様のお話、御家族のお話をしっかりと時間をかけて聞くことからスタートをしております。

そのような中で、母親学級や個別の健診やいろいろなことを経まして、その中でやはり心配な、少し不安となる方がこういった宿泊型事業でございますとか、訪問型の事業を御利用されるような状況がございます。やはり保健師もそういった方にこちらからお勧めするというところも行っておりまして、さらにこれを利用された後、しっかりと母乳が出ているかどうか、生活に御不安はないかどうか、しっかりと個別のケースを

管理しながら、そのケースにつきましても、保健センターにおります保健師をはじめ、管理栄養士、全てのものがしっかりと対応できるように情報を共有し、いつその方が相談に来られても分かるような体制で、しっかりと支援ができる体制を整えておるところでございます。

ひいては、これがまた就学前でございますとか、保育園に入る前でございますとか、そういったところで教育関係機関との連携もできるというような状況を整備をしているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 丁寧なアフターケア、聞かせていただきました。やはりそれ聞くにつれて、ますますこれら産後ケア事業は、出産後、様々な不安があるお母さん方にとって非常に重要な事業だと感じたところです。

そこで、利用の促進を促すためにも、利用料の自己負担分について、県からの補助だけでなく、坂町からも補助を幾らかでもつけてはいかがかなと考えます。出産後や産後に伴う支出は家計を大きく圧迫しているところです。町からも補助をすることで利用の促進につながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

利用料につきましては、議員さんがおっしゃったように、広島県の妊産婦支援事業の緊急補助金、これが令和4年度、令和5年度も実施されるというふうに聞いております。利用料の2分の1を補助するものでございます。

国の出産・子育て応援給付金というのものも、母子手帳交付時に5万円、そして、出産された後にまた5万円、そういった支援もされているところでございます。

町といたしまして、さらに独自のということでございますが、やはり財源の確保でございますとか、そういった継続した事業にしていけますためには、しっかりと財源を確保することが必要と考えております。そういった補助の制度がございましたら、またそういったものも活用しながら、ただし、やはり御利用されるということになりますと、受益者負担というものは必ず必要となってまいりと思います。そういったこともしっかり考えながら、今後、そういった補助事業等ございましたら導入し、検討してまいりたいと考えております。